

千葉市監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成21年10月21日

千葉市監査委員	古川光一
同	大島有紀子
同	米持克彦
同	三瓶輝枝

21千総総第3758号

平成21年10月14日

千葉市監査委員 様

千葉市長 熊谷俊人

平成11年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

標記の件について、別紙のとおり通知します。

平成 1 1 年度包括外部監査措置状況報告書

(監査のテーマ) 財産管理

1 土地の管理について

(3) 適切な財産管理を図るべき土地について

イ 権利関係等に問題がある土地

千葉市が保有する土地のうち、件数は少ないが、特に問題のある土地は「留保する土地」として分類し、更に、不法占拠、不法投棄、所在不明、境界不明、その他に細分して管理している。

これらのうち検討すべき土地は次のとおりである。内容に応じた適切な手続きにより、早期に良好な財産状況の確保を図られたい。

(イ) 所在不明の土地

緑区土気町(244㎡)など、4件391㎡がある。

その内容は、①登記簿謄本にはあるが、公図上確認できず、現地の所在を特定できないことによるもの、②道路脇の土地で、道路用地内なのか民有地内なのかの現地を特定できないことによるものである。

これらについては、登記官等と協議のうえ登記抹消手続きをとる、または調査のうえ境界確定するなどの措置を図られたい。

(措置の内容)

指摘があった所在不明の土地のうち、野呂町500番2の土地(17㎡)については、隣接する土地改良区内の道路及び市道野呂町56号線と一体化し、道路境界確定図及び土地改良区域内においてもその所在を確認できないことから、土地の不存在として平成21年3月31日に地図訂正及び土地表示登記抹消登記を行った。

また、野呂町500番3の土地(27㎡)については、近隣地の境界確定に際し、市道に含まれていることが確認されたため、道路用地として平成21年3月18日に路政課に所管換し、平成21年3月31日に地図訂正及び地積更正登記を行った。